

歯科材料9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用ダイヤモンド研削材 (JMDN 70902000)

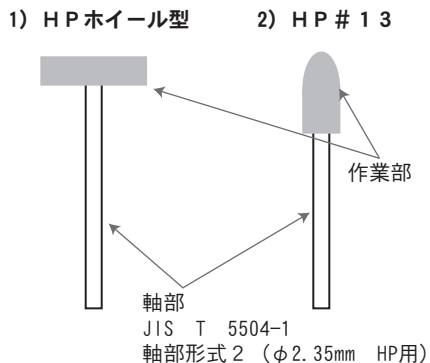
アドダイヤ

【形状・構造及び原理等】

組成： 合成ゴム、砥粒の混合物

外観： 1) HPホイール型：軸付黒色平型ポイント
2) HP # 1 3：軸付黒色砲弾型ポイント

構造：



成分： 作業部・・・合成ゴム、人造ダイヤモンド
軸部・・・1) HPホイール型：炭素鋼
2) HP # 1 3：ステンレス鋼 (SUS304)

【使用目的又は効果】

(1) 使用目的、用途
歯科技工物製作過程において、歯科用セラミック等の表面
研磨に用いる

【使用方法等】

歯科用ハンドピースにて任意の回転数で回転させた本品を対象
技工物表面に接触させる。
使用の際には必ず歯科用ハンドピースの操作手順に従うこと。

【使用上の注意】

- (1) 取付前に外観検査を行うこと。変形、割れ、欠け等がある場合は使用禁止。
- (2) 本品を取り付ける前に歯科用ハンドピースの回転方向を確認すること。
- (3) 軸径が機械に適合しない場合、無理に押し込んだり、軸の改修を行わないこと。
- (4) 歯科用ハンドピースのチャックの奥まで確実に装着すること。装着後の軸部の長さが著しく短い場合、「③HP # 1 3」は13mm、それ以外は20mmを標準とすること。
- (5) 歯科用ハンドピースの回転数は急激に上昇させないようにすること（指定の回転数までゆっくり上げていくこと）。回転数を急に上昇させると本品が破損する恐れがある。
- (6) 被包に表記されている最高使用回転数を超えての使用は絶対に行わないこと。

- (7) 作業開始前に1分間以上、本品を取り替えた際は3分間以上の試運転を行うこと。
- (8) 研削作業の際には粉塵が発生する。粉塵による人体への影響を避けるため、防塵マスク、手袋等の適切な防塵装備の使用と集塵装置の設置を義務付けること。また、眼の損傷を防ぐため、保護めがねを着用すること。
- (9) 本品回転中は手、足、指等が触れない様に注意すること。また、回転が完全に止まらないうちに歯科用ハンドピースを台や加工物等に接触させない様注意すること。
- (10) 本品（作業部）の外周部以外は絶対に使用しないこと。また、対象技工物に過度に強い力で押しつけないこと。外周部以外を使用したり過度に強い力で押しつけたりすると、本品が破損する恐れがある。
- (11) 作業中に火花が発生する場合があるため、着火しないよう粉塵処理・火花の対策を行うこと。（周囲に可燃性・引火性のあるものは絶対に置かないこと。可燃性・引火性のあるものを本品で研削しないこと。）
- (12) 負荷が大きい場合や連続使用の場合は、過度の過熱によって本品が破損する恐れがあるため、適時放熱・冷却すること。
- (13) 本品は記載の用途以外には使用しないこと。
- (14) 歯科医師、歯科技工士以外は使用しないこと。
- (15) 使用後は消防法、産業廃棄物処理法に従って処理すること。

【保管方法及び有効期間等】

- (1) 貯蔵・保管方法
直射日光を避けて湿気の無い場所で保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

- (1) 製造販売業者・製造業者
氏 名： 有限会社 秋山産業
住 所： 〒572-0865
大阪府寝屋川市小路北町7番29号
電話番号： 072-822-6936